

社会福祉法人 大 洋 会 定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

(イ) 児童養護施設の経営

(ロ) 障がい者支援施設の経営

(2) 第2種社会福祉事業

(イ) 児童家庭支援センターの経営

(ロ) 障がい福祉サービス事業の経営

(ハ) 一般相談支援事業の経営

(ニ) 特定相談支援事業の経営

(ホ) 地域活動支援センターの経営

(ヘ) 障害児通所支援事業の経営

(ト) 障害児相談支援事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人大洋会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活上又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岩手県大船渡市立根町字下欠125番地15に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して各年度の評議員1人あたりの各年度の総額が10万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 公益事業に関する重要な事項
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席

し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 3 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の定数）

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 6名
 - (2) 監 事 3名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができる。
 - 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 19 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 20 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 21 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職 員)

第 22 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第 23 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第 24 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第 25 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第 26 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産と公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は、別表の土地・建物をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 36 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、岩手県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、岩手県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設設備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 33 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 34 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 35 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種 別)

第 36 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 岩手県立福祉の里センターの事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援の事業
(日中一時支援事業・移動支援事業)
- (3) 障害者就業・生活支援センターの事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第 37 条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号)第 13 条及び平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第 8 章 解 散

(解 散)

第 38 条 この法人は、社会福祉法人第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 40 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、沿岸広域振興局長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を沿岸広域振興局長に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、社会福祉法人大洋会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 42 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	金	闌 正
理 事	菊 池	知 也
理 事	白木沢	純 三
理 事	下斗米	仙 丈
理 事	石 橋	喜代助
理 事	佐々木	キヨミ
理 事	木 下	弘 道
理 事	菅 原	千 秋
理 事	小 松	久右エ門
理 事	中 里	法 貫
監 事	掛 川	淳
監 事	藤 原	滝三郎

この定款は昭和 35 年 1 月 6 日から施行する。

中 略

附 則

この定款は平成 13 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この定款は平成 14 年 1 月 22 日から施行する。

附 則

この定款は平成 14 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この定款は平成15年 5月13日から施行する。

附 則

この定款は平成18年 3月16日から施行する。

附 則

この定款は平成18年 5月16日から施行する。

附 則

この定款は平成18年 7月10日から施行する。

ただし、第5条及び第14条に規定については平成18年 7月19日以降から施行する。

附 則

この定款は平成18年10月12日から施行する。

附 則

この定款は平成19年 5月14日から施行する。

附 則

この定款は平成20年 5月15日から施行する。

附 則

この定款は平成20年 7月14日から施行する。

附 則

この定款は平成21年 7月28日から施行する。

附 則

この定款は平成22年 3月30日から施行する。

附 則

この定款は平成23年 7月25日から施行する。

附 則

この定款は平成23年11月 1日から施行する。

附 則

この定款は社会福祉法人リアス福祉会との合併が成立した日から施行する。

附 則

この定款は平成24年 7月12日から施行する。

附 則

この定款は平成25年 9月24日から施行する。

附 則

この定款は平成26年 4月14日から施行する。

附 則

この定款は平成26年 7月22日から施行する。

附 則

この定款は平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この定款は平成30年 7月 9日から施行する。

附 則

この定款は令和 2 年 7 月 14 日から施行する。

この定款は令和 3 年 9 月 16 日から施行する。

別表（第 28 条第 2 項 土地関係）

所 在 地	面 積	用 途
岩手県大船渡市猪川町字轆轤石 69 番 13	199.04 平方メートル	大洋学園若葉ホーム敷地
岩手県大船渡市猪川町字長谷堂 61 番 28	379.93 平方メートル	大洋学園さくらホーム敷地
岩手県大船渡市猪川町字富岡 153 番 1	1,634.30 平方メートル	ケアホーム希望敷地
岩手県大船渡市猪川町字長洞 134 番 18	420.00 平方メートル	グループホームもみじ敷地
岩手県大船渡市猪川町字富岡 153 番 9	112.44 平方メートル	宅地
岩手県大船渡市立根町字下欠 125 番 19	643 平方メートル	公衆用道路
岩手県大船渡市立根町字下欠 125 番 20	225 平方メートル	公衆用道路
岩手県陸前高田市高田町字山苗代 23 番 2	1,789.00 平方メートル	アップル園舎敷地
岩手県陸前高田市矢作町字諏訪前 18 番 9	661.47 平方メートル	せせらぎ園舎敷地
岩手県陸前高田市高田町字山苗代 97 番 1	1,290 平方メートル	田
岩手県陸前高田市高田町字山苗代 98 番 1	1,119 平方メートル	田
岩手県上閉伊郡大槌町小鏈第 16 地割字鬼打 向 18 番 1	2,816 平方メートル	四季の郷園舎敷地
岩手県上閉伊郡大槌町小鏈第 16 地割字鬼打 向 13 番	20 平方メートル	四季の郷園舎敷地
岩手県上閉伊郡大槌町小鏈第 16 地割字鬼打 向 14 番 1	1,980 平方メートル	四季の郷園舎敷地
岩手県上閉伊郡大槌町小鏈第 16 地割字鬼打 向 12 番 1	1,609 平方メートル	四季の郷園舎敷地
岩手県上閉伊郡大槌町小鏈第 16 地割字鬼打 向 15 番 2	2,028 平方メートル	四季の郷園舎敷地
岩手県上閉伊郡大槌町小鏈第 16 地割字鬼打 向 15 番 3	1,225 平方メートル	四季の郷園舎敷地
岩手県上閉伊郡大槌町小鏈第 16 地割字鬼打 向 19 番 1	706 平方メートル	四季の郷園舎敷地
岩手県上閉伊郡大槌町小鏈第 16 地割字鬼打 向 53 番	190.73 平方メートル	四季の郷園舎敷地
岩手県大船渡市盛町字津野沢 2 番 15	267.33 平方メートル	障がい者グループホーム 第二もみじ敷地

別表（第 28 条第 2 項 建物関係）

所 在 地	面 積	構 造 ・ 用 途
岩手県大船渡市立根町字下欠 125 番地 15	1,288.16 平方メートル	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺

		2階建 大洋学園園舎 1棟
同上	39.74 平方メートル	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建倉庫 1棟
同上	5.8 平方メートル	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建機械室 1棟
岩手県大船渡市立根町字下欠 125 番地 14	550 平方メートル	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建 慈愛福祉学園園舎 1棟
岩手県大船渡市立根町字下欠 125 番地 14	460 平方メートル	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建 朋友館園舎 1棟
同上	16.04 平方メートル	鉄板造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 朋 友館パン工場 1棟
同上	4.70 平方メートル	鉄板造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 朋 友館物置 1棟
岩手県陸前高田市米崎町字地竹沢 245 番地 3	460.36 平方メートル	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建 青松館園舎 1棟
岩手県陸前高田市米崎町字地竹沢 245 番地 3	31.05 平方メートル	鉄板造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 青 松館物置 1棟
岩手県大船渡市立根町字下欠 125 番地 17	392.01 平方メートル	鉄筋コンクリート軽量鉄骨造亜鉛メ ッキ鋼板ぶき平家建 星雲工房園舎 1棟
岩手県大船渡市立根町字下欠 125 番地 17	105.30 平方メートル	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 星雲工房倉庫 1棟
岩手県大船渡市立根町字下欠 125 番地 15	85 平方メートル	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 児童家庭支援センター大洋園舎 1棟
岩手県大船渡市立根町字下欠 125 番地 17	823.53 平方メートル	鉄筋コンクリート・鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板ぶき平家建 慈愛福祉学園デイサ ービスセンター園舎 1棟
岩手県大船渡市立根町字下欠 125 番地 17	19.44 平方メートル	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 慈愛福祉学園デイサービスセンター 訓練棟 1棟
岩手県大船渡市立根町字下欠 125 番地 17	64.00 平方メートル	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 慈愛福 祉学園デイサービスセンター児童ルーム 1棟
岩手県大船渡市立根町字下欠 125 番地 17	207.01 平方メートル	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2階建 大洋学 園つばさホーム 1棟
岩手県大船渡市猪川町字轆轤石 69 番地 13	99.74 平方メートル	木造スレート葺 2階建 大洋学園 若葉 ホーム 1棟
岩手県大船渡市猪川町字長谷堂 61 番地 28	167.92 平方メートル	木造瓦葺 2階建 大洋学園さくらホーム 1棟

岩手県大船渡市立根町字下欠 125 番地 15	17.18 平方メートル	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 大洋学園相談室 1 棟
岩手県大船渡市猪川町字富岡 153 番地 1	267.67 平方メートル	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 障がい者ケアホーム希望 1 棟
岩手県大船渡市猪川町字長洞 134 番地 18	227.51 平方メートル	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 障がい者グループホームもみじ 1 棟
岩手県陸前高田市高田町字山苗代 23 番地 2	472.99 平方メートル	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 アップル園舎 1 棟
岩手県陸前高田市矢作町字諏訪前 18 番地 9	206.19 平方メートル	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 せせら ぎ園舎 1 棟
岩手県上閉伊郡大槌町小槌第 16 地割字鬼打向 14 番地 1、12 番地 1、13 番地、15 番地 2、15 番地 3、 18 番地 1、19 番地 1、及び 53 番地	2,842.81 平方メートル	鉄筋コンクリート造陸・コンクリート屋 根平家建 障がい者支援施設 四季の郷 園舎 1 棟
同上	23.00 平方メートル	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板 ぶき 平家建倉庫 1 棟
同上	9.00 平方メートル	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板 ぶき 平家建機械室 1 棟
岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 2 番 15	166.43 平方メートル	木造瓦葺 2 階建障がい者グループホー ム第 2 もみじ 1 棟
岩手県陸前高田市矢作町字神明前 32 番地 2	88.45 平方メートル	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 イチゴ農園休憩所及び作業所